

令和8年議案第7号

江南市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

江南市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年2月17日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、教育課と学校給食課の統合に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（案）

江南市教育委員会事務局組織規則（平成30年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、学校給食課」を削る。

第8条第1項中第14号を第17号とし、第13号の次に次の3号を加える。

(14) 安全で安心な給食を提供するため、学校給食センターの管理運営をすること。

(15) 児童及び生徒の成長期の健康を増進するため、学校給食を提供すること。

(16) 児童及び生徒が正しい食生活の習慣を身につけることができるよう、食育指導をすること。

第8条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(課の設置)</p> <p>第2条 前条に規定する次の各号に掲げる部に、当該各号に掲げる課を置く。</p> <p>(1) 教育部 教育課、生涯学習課及びスポーツ推進課</p> <p>(2) (略)</p> <p>(教育部に属する課の事務分掌)</p> <p>第8条 教育課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p><u>(14) 安全で安心な給食を提供するため、学校給食センターの管理運営をすること。</u></p> <p><u>(15) 児童及び生徒の成長期の健康を増進するため、学校給食を提供すること。</u></p> <p><u>(16) 児童及び生徒が正しい食生活の習慣を身につけることができるよう、食育指導をすること。</u></p> <p><u>(17) (略)</u></p>	<p>(課の設置)</p> <p>第2条 同左</p> <p>(1) 教育部 教育課、<u>学校給食課</u>、生涯学習課及びスポーツ推進課</p> <p>(2) (略)</p> <p>(教育部に属する課の事務分掌)</p> <p>第8条 同左</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p><u>2 学校給食課の事務分掌は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 安全で安心な給食を提供するため、学校給食センターの管理運営をすること。</u></p> <p><u>(2) 児童及び生徒の成長期の健康を増進するため、学校給食を提供すること。</u></p> <p><u>(3) 児童及び生徒が正しい食生活の習</u></p>

新	旧
<p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p>	<p><u>慣を身につけることができるよう、食</u> <u>育指導をすること。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p>

○江南市教育委員会事務局組織規則（案）

平成30年3月8日

教育委員会規則第6号

改正 令和2年3月2日教委規則第2号

令和6年2月28日教委規則第2号

令和8年 月 日教委規則第 号

（部の設置）

第1条 江南市教育委員会事務局（以下「教育委員会事務局」という。）に次に掲げる部を置く。

（1）教育部

（2）健康こども部

（課の設置）

第2条 前条に規定する次の各号に掲げる部に、当該各号に掲げる課を置く。

（1）教育部 教育課、生涯学習課及びスポーツ推進課

（2）健康こども部 子育て支援課

（部長等の設置）

第3条 部に部長を、課に課長を置く。

（グループの編成）

第4条 課の事務を効率的に処理するため、課長は、グループを編成し、グループ員のうちからグループリーダーを選任する。

（部長等の職務）

第5条 部長は、上司の命を受けて部の事務を処理し、部員を指揮監督する。

2 課長は、上司の命を受けて課の事務を処理し、課員を指揮監督する。

3 主幹（主幹を置かない課にあっては、グループリーダー）は、課長を補佐し、課長に事故あるとき、又は課長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 グループリーダーは、上司の命を受けてグループに係る事務を処理し、グループ員を指揮監督する。

（教育部の事務分掌）

第6条 教育部の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 子ども一人ひとりに社会性、学力・体力が身につくよう、学校教育環境の充実を図り、地域連携を推進するとともに、学校給食の提供並びに学校の管理・運営を行うこと。
- (2) 子どもの健全な育成が図られるよう、児童及び生徒の不安や悩みに対し相談及び指導を行うとともに、教育委員会の運営等を行うこと。
- (3) 市民が生涯にわたって学習し、その能力を発揮できるよう、生涯学習活動及びスポーツレクリエーションを推進すること。
- (4) 市民の芸術文化活動や在住外国人との交流が活発に行われるよう、芸術文化の振興を図り、文化財の保護及び国際交流・世界平和を推進すること。

(健康こども部の事務分掌)

第7条 健康こども部の事務分掌は、放課後等を安全・安心に過ごせるよう、遊び及び生活の場を提供し、多様な体験活動を実施することとする。

(教育部に属する課の事務分掌)

第8条 教育課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 児童、生徒及び教職員の健康維持及び増進を図るため、健康診断、検査等を行うこと。
- (2) 学習指導の充実を図るため、教育体制の整備及び教育研究活動の支援を行うこと。
- (3) 児童及び生徒が適切に就学することができるよう、入学、転学及び退学に関する相談及び指導を行うこと。
- (4) 経済的に就学が困難な児童及び生徒を救済するため、保護者へ補助を行うこと。
- (5) 学校の活動の活性化を図るため、学校に対し必要な支援を行うこと。
- (6) 児童及び生徒が地域社会との関わりを通じて健全に育つよう、地域活動の推進や地域連携による指導を行うこと。
- (7) 地域に開かれた学校運営を推進するため、家庭及び地域と連携した特色ある教育活動を展開すること。
- (8) 学校の教育環境の充実を図るため、臨時職員の配置、教材の整備、学校施設の管理運営を行うこと。

(9) 教職員が教育及び学校運営に力を発揮することができるよう、研修及び人員配置をすること。

(10) 学校の施設及び用地を適正かつ安全に保つため、整備及び維持管理をすること。

(11) 児童及び生徒の不安や悩みが解消されるよう、相談及び指導をすること。

(12) 学校教育及び社会教育についての方針を示すため、教育委員会の運営及び調査研究をすること。

(13) 教育関係者の功績を顕彰するため、表彰等をすること。

(14) 安全で安心な給食を提供するため、学校給食センターの管理運営をすること。

(15) 児童及び生徒の成長期の健康を増進するため、学校給食を提供すること。

(16) 児童及び生徒が正しい食生活の習慣を身につけることができるよう、食育指導をすること。

(17) 部の経営及び業務を円滑に進めるため、部内の連絡調整をすること。

2 生涯学習課の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 社会教育の振興を図るため、生涯学習施策の企画、総合調整等をすること。

(2) 市民の学習意欲の向上を図るため、講座等の開催をすること。

(3) 青少年の健全育成を図るため、相談、啓発活動等をすること。

(4) 市民活動及び生涯学習活動の場を提供するため、公民館の管理運営をすること。

(5) 市民の教育と文化の向上に寄与するため、図書館の管理運営をすること。

(6) 芸術及び文化の振興を図るため、文化事業の企画、調整等をすること。

(7) 芸術及び文化の鑑賞並びに市民の芸術文化活動を促進するため、市民文化会館の管理運営をすること。

(8) 郷土の歴史や文化財への市民の関心を深めるため、文化財の保護及び活用をすること。

(9) 国際平和の重要性に対する市民の理解を深めるため、啓発活動をすること。

(10) 様々な国籍の市民が共存する社会を築くため、国際交流を推進すること。

3 スポーツ推進課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 市民にスポーツの楽しさを理解してもらうため、スポーツ教室、大会等を開催すること。
- (2) スポーツ団体の活動を活性化するため、団体の育成支援をすること。
- (3) 市民が積極的にスポーツの場に参加することができるよう、地域における指導体制を確立すること。
- (4) 安全で快適なスポーツ環境を提供するため、施設及び資機材の維持管理をすること。

(健康こども部に属する課の事務分掌)

第9条 子育て支援課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごせるよう、地域と連携して多様な体験・交流活動を実施すること。
- (2) 児童の健全育成を図るため、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供すること。

(臨時又は特別の事務)

第10条 臨時又は特別の事務については、第2条の規定にかかわらず、別に機関を設け、又は主務の課を指定してこれを処理させることができる。

(事務主管の裁定)

第11条 事務の主管が明らかでないときは、教育長の裁定を受けるものとする。

(処務及び服務)

第12条 この規則に定めるもののほか、教育委員会事務局の処務及び職員の服務については、江南市の例による。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月2日教委規則第2号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月28日教委規則第2号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年 月 日教委規則第 号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年議案第8号

江南市教育委員会公印規則の一部改正について

江南市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年2月17日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、教育課と学校給食課の統合に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市教育委員会公印規則の一部を改正する規則（案）

江南市教育委員会公印規則（昭和51年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

教育委員会印	方18	かい書	江南市 教育委 員会之印	許可書用	学校給食課
--------	-----	-----	--------------------	------	-------

」を

削る。

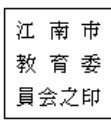
附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市教育委員会公印規則の一部を改正する規則（案）の新旧対照表

新					
(公印の名称等)					
第2条 公印は、朱印とし、名称、寸法、書体、形式及び用途並びに管守者(公印を管守する者をいう。以下同じ。)は、別表に定めるところによる。					
別表(第2条関係)					
名称	寸法 (単位mm)	書体	形式ひな型	用途	管守者
教育委員会印の項及び教育委員会印の項 (略)					
教育委員会印の項～少年センター所長印の項 (略)					

旧					
(公印の名称等)					
第2条 公印は、朱印とし、名称、寸法、書体、形式及び用途並びに管守者(公印を管守する者をいう。以下同じ。)は、別表に定めるところによる。					
別表(第2条関係)					
名称	寸法 (単位mm)	書体	形式ひな型	用途	管守者
教育委員会印の項及び教育委員会印の項 (略)					
<u>教育委員会印</u>	<u>方18</u>	<u>かい書</u>		<u>許可書用</u>	<u>学校給食課</u>
教育委員会印の項～少年センター所長印の項 (略)					

○江南市教育委員会公印規則（案）

昭和51年4月15日

教育委員会規則第3号

改正 昭和52年4月25日教委規則第3号

昭和55年2月7日教委規則第2号

昭和57年3月27日教委規則第4号

昭和59年8月4日教委規則第7号

平成2年3月2日教委規則第3号

平成5年6月4日教委規則第4号

平成7年2月6日教委規則第2号

平成9年3月28日教委規則第2号

平成12年3月1日教委規則第1号

平成13年3月22日教委規則第2号

平成18年11月30日教委規則第4号

平成19年3月1日教委規則第3号

平成20年1月15日教委規則第3号

平成27年3月31日教委規則第6号

平成30年2月28日教委規則第4号

令和2年3月2日教委規則第3号

令和6年2月28日教委規則第3号

令和7年6月20日教委規則第1号

令和8年 月 日 教委規則第 号

（趣旨）

第1条 この規則は、江南市教育委員会及び江南市教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関における公印に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公印の名称等）

第2条 公印は、朱印とし、名称、寸法、書体、形式及び用途並びに管守者（公印を管守する者をいう。以下同じ。）は、別表に定めるところによる。

（公印の材質）

第3条 公印の材質は、容易に磨滅し、又は腐食しない硬質のものを使用しなければならない。

(公印の作成等)

第4条 管守者は、その管守する公印を作成し、改刻し、又は廃止しようとするときは、教育課長の合議を経て教育長の決裁を得なければならない。

2 管守者は、前項の規定により公印を作成し、改刻し、又は廃止したときは、遅滞なく公印作成、改刻、廃止届（様式第1）を教育課長に提出しなければならない。

(公印の登録)

第5条 教育課長は、前条第2項の規定により公印の作成又は改刻の届出があったときは、当該公印を公印登録簿（様式第2）に登録しなければならない。

2 教育課長は、前条第2項の規定により公印の廃止の届出があったときは、当該公印登録簿から削除しなければならない。

(公印の保管)

第6条 公印は、管守者又はその指定する職員が保管するものとする。

2 公印は、確実な保管設備のあるものに格納し、かつ、厳重に保管しなければならない。

(印影の印刷)

第7条 管守者は、一定の字句及び内容の公文書を多数印刷する場合において支障がないと認めるときは、公印の印影を当該公文書と同時に印刷し、公印の押印に代えることができる。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

2 江南市教育委員会公印規則（昭和29年教育委員会規則第5号）は、廃止する。

附 則（昭和52年4月25日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年2月1日から適用する。

附 則（昭和55年2月7日教委規則第2号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月27日教委規則第4号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年8月4日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年3月2日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、平成2年2月1日から適用する。

附 則（平成5年6月4日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の江南市教育委員会公印規則の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成7年2月6日教委規則第2号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日教委規則第2号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月1日教委規則第1号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月22日教委規則第2号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年11月30日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、平成18年11月13日から適用する。

附 則（平成19年3月1日教委規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年1月15日教委規則第3号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日教委規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の江南市教育委員会公印規則の規定は適用せず、この規則による改正前の江南市教育委員会

公印規則の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成30年2月28日教委規則第4号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月2日教委規則第3号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月28日教委規則第3号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月20日教委規則第1号）

この規則は、令和7年8月1日から施行する。

附 則（令和8年 月 日教委規則第 号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	寸法 (単位mm)	書体	形式ひな型	用途	管守者
教育委員会印	方27	てん書		表彰、報 賞及び 辞令用	教育課長
教育委員会印	方24	かい書		一般文 書用	教育課長
教育委員会印	方18	かい書		許可書 用	生涯学習課長
教育委員会印	方18	方18		許可書 用	スポーツ推進課 長
教育委員会印	方18	方18		許可書 用	子育て支援課長
教育長印	方24	かい書		一般文 書用	教育課長

教育長職務代理者印	方 2 4	かい書	江南市教育委員会教育長職務代理者印	一般文書用	教育課長
教育部長印	方 2 0	かい書	江南市教育委員会教育部長之印	一般文書用	教育部長
課長印	方 1 8	かい書	長○江 之○南 印 課 市	一般文書用	各課長
校印	方 4 5	かい書	学○江 校○南 之○知 印 市 県	卒業証書用	各学校長
	方 3 0	かい書	学○江 校○南 之○知 印 市 県	賞状用	各学校長
	方 2 0	かい書	愛 知 県 江 南 市 立 ○ ○ ○ ○ 学 校 之 印	一般文書用	各学校長
校長印	方 2 0	かい書	愛 知 県 江 南 市 立 ○ ○ ○ ○ 校 長 之 印	一般文書用	各学校長
校長職務代理者印	方 2 0	かい書	愛 知 県 江 南 市 立 ○ ○ ○ ○ 校 長 職 務 代 理 者 印	一般文書用	各教頭
学校給食センター 所長印	方 1 8	かい書	江南市立 学校給食 センター 所長之印	一般文書用	学校給食センター 所長
プラザ所長印	方 1 8	かい書	江南市スポ ーツプラザ 所長之印	一般文書用	プラザ所長
図書館印	方 1 8	てん書	江 南 市 立 図 書 館 之 印	一般文書用	生涯学習課長
少年センター所長 印	方 1 8	かい書	江 南 市 少 年 セ ン タ ー 所 長 之 印	一般文書用	少年センター所 長

様式第 2 (第 4 条関係)

公 印	作 成 改 刻 廃 止	届
		年 月 日
教育課長		
		管守者
次のとおり公印を作成、改刻、廃止しました。		

印影	公印の名称	
	印 材	
	管 守 者	
	作成 改刻年月日 廃止	年 月 日
	理 由	
	使用開始 年 月 日	年 月 日

様式第2 (第5条関係)

公 印 登 録 簿

台帳 番号	第 号
----------	--------

印影	
名 称	
形 式	
寸 法	
書 体	
印 材	
管 守 者	
使用開始 年 月 日	年 月 日
備 考	

令和8年議案第9号

江南市立学校給食センター運営委員会規則の一部改正について

江南市立学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年2月17日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市立学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

江南市立学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則（案）

江南市立学校給食センター運営委員会規則（昭和47年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条2項」を「第9条2項」に改める。

第8条中「学校給食課」を「教育課」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市立学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、江南市立学校給食センターの管理及び運営に関する規則（昭和 55 年教育委員会規則第 5 号）<u>第 9 条 2 項</u>の規定に基づき、江南市立学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第 8 条 委員会に関する庶務は、<u>教育課</u>において行う。</p>	<p>(委員の構成)</p> <p>第 1 条 この規則は、江南市立学校給食センターの管理及び運営に関する規則（昭和 55 年教育委員会規則第 5 号）<u>第 8 条 2 項</u>の規定に基づき、江南市立学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第 8 条 委員会に関する庶務は、<u>学校給食課</u>において行う。</p>

○江南市立学校給食センター運営委員会規則（案）

昭和47年4月1日

教育委員会規則第2号

改正 昭和49年4月1日教委規則第3号

昭和52年4月25日教委規則第2号

昭和55年1月10日教委規則第1号

昭和55年3月27日教委規則第6号

平成18年5月2日教委規則第3号

平成20年1月15日教委規則第5号

平成20年5月30日教委規則第9号

平成26年4月4日教委規則第2号

令和2年3月16日教委規則第4号

令和7年6月20日教委規則第3号

令和8年 月 日教委規則第 号

（趣旨）

第1条 この規則は、江南市立学校給食センターの管理及び運営に関する規則（昭和55年教育委員会規則第5号）第9条2項の規定に基づき、江南市立学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員の構成）

第2条 委員会は、20名以内の委員をもって構成し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- （1）市議会議員代表
- （2）小中学校長代表
- （3）小中学校PTA代表
- （4）栄養教諭
- （5）学識経験者

2 教育委員会は、委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱又は任命することができる。

（任期）

第3条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の新たな委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の欠格条件)

第4条 第2条に掲げるものであっても給食物資に類するものの製造又は販売を業とするものは委員とすることができない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長、副委員長は委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長の職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要と認めたとき招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がないときは開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、説明等のため必要と認めるものを会議に出席させることができる。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、教育課において行う。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年4月1日教委規則第3号)

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年4月25日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年1月10日教委規則第1号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、同年6月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月27日教委規則第6号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月2日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年1月15日教委規則第5号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月30日教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成26年4月4日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月16日教委規則第4号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月20日教委規則第3号）

この規則は、令和7年8月1日から施行する。

附 則（令和8年 月 日教委規則第 号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年議案第10号

給食用物資購入選定委員会規程の一部改正について

給食用物資購入選定委員会規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年2月17日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市立学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

江南市教育委員会訓令第 号

本 庁

地方機関

給食用物資購入選定委員会規程(昭和47年教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

令和8年 月 日

江南市教育委員会教育長 高田 和明

第1条中「第9条」を「第10条」に改める。

第2条中「運営委員会」を「江南市立学校給食センター運営委員会」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(参考)

給食用物資購入選定委員会規程の一部を改正する訓令（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、江南市立学校給食センターの管理及び運営に関する規則（昭和55年教育委員会規則第5号）<u>第10条</u>の規定に基づき、給食用物資購入選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 委員会は、10名以内の委員をもって構成し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。なお、委員長には<u>江南市立学校給食センター運営委員会</u>委員長を充てる。</p> <p>(1) <u>江南市立学校給食センター運営委員会</u>委員長</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、江南市立学校給食センターの管理及び運営に関する規則（昭和55年教育委員会規則第5号）<u>第9条</u>の規定に基づき、給食用物資購入選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 委員会は、10名以内の委員をもって構成し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。なお、委員長には<u>運営委員会</u>委員長を充てる。</p> <p>(1) <u>運営委員会</u>委員長</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

○給食用物資購入選定委員会規程（案）

昭和47年4月1日

教育委員会訓令第2号

改正 昭和49年4月1日教委訓令第2号

昭和49年11月15日教委訓令第5号

昭和52年4月25日教委訓令第2号

昭和55年1月10日教委訓令第2号

平成2年3月2日教委訓令第1号

平成12年4月11日教委訓令第2号

平成20年5月30日教委訓令第4号

平成26年7月3日教委訓令第3号

平成30年5月7日教委訓令第2号

令和元年5月31日教委訓令第1号

令和3年3月16日教委訓令第1号

令和7年6月20日教委訓令第1号

令和8年 月 日教委訓令第 号

（趣旨）

第1条 この訓令は、江南市立学校給食センターの管理及び運営に関する規則（昭和55年教育委員会規則第5号）第10条の規定に基づき、給食用物資購入選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（構成）

第2条 委員会は、10名以内の委員をもって構成し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。なお、委員長には江南市立学校給食センター運営委員会委員長を充てる。

（1）江南市立学校給食センター運営委員会委員長

（2）小中学校長代表

（3）小中学校PTA代表

（4）小中学校給食主任等代表

（5）栄養教諭

2 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の新たな委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集等)

第3条 委員会は、委員長が招集し、かつ、司会する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(選定方法)

第4条 物資の選定及び購入先の決定方法は、あらかじめ指定された物資の規格に並び、指定業者より提出された物資の見本と価格に基づき品質の良否、大小、価格の高低等によって行う。ほぼ同等の場合は、業者の信用度、実績等により決定する。ただし、委員会が物資の見本を提出する必要がないと認めるときは、この限りでない。

附 則

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年4月1日教委訓令第2号)

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年11月15日教委訓令第5号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和49年11月1日から適用する。

附 則 (昭和52年4月25日教委訓令第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年1月10日教委訓令第2号)

この訓令は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月2日教委訓令第1号)

この訓令は、平成2年6月1日から施行する。

附 則 (平成12年4月11日教委訓令第2号)

この訓令は、平成12年6月1日から施行する。

附 則 (平成20年5月30日教委訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成26年7月3日教委訓令第3号）

この訓令は、平成26年7月3日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成30年5月7日教委訓令第2号）

この訓令は、平成30年5月8日から施行する。

附 則（令和元年5月31日教委訓令第1号）

この訓令は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令和3年3月16日教委訓令第1号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月20日教委訓令第1号）

この訓令は、令和7年8月1日から施行する。

附 則（令和8年 月 日教委訓令第 号）

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年議案第11号

献立作成委員会規程の一部改正について

献立作成委員会規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年2月17日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市立学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

江南市教育委員会訓令第 号

本 庁
地方機関

献立作成委員会規程（昭和47年教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和8年 月 日

江南市教育委員会教育長 高田 和明

第1条中「第9条」を「第10条」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(参考)

献立作成委員会規程の一部を改正する訓令（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、江南市立学校給食センターの管理及び運営に関する規則（昭和55年教育委員会規則第5号）<u>第10条</u>の規定に基づき、献立作成委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、江南市立学校給食センターの管理及び運営に関する規則（昭和55年教育委員会規則第5号）<u>第9条</u>の規定に基づき、献立作成委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

○献立作成委員会規程（案）

昭和47年4月1日

教育委員会訓令第3号

改正 昭和49年11月15日教委訓令第6号

昭和55年1月10日教委訓令第3号

昭和55年3月27日教委訓令第6号

昭和57年4月14日教委訓令第1号

平成20年1月15日教委訓令第1号

平成20年5月30日教委訓令第5号

平成30年5月7日教委訓令第3号

令和3年3月16日教委訓令第2号

令和7年6月20日教委訓令第2号

令和8年 月 日教委訓令第 号

（趣旨）

第1条 この訓令は、江南市立学校給食センターの管理及び運営に関する規則（昭和55年教育委員会規則第5号）第10条の規定に基づき、献立作成委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（構成）

第2条 委員会は、30名以内の委員をもって構成し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（1）小中学校給食主任等

（2）教育課長

（3）学校給食センター所長

（4）栄養教諭

（5）学校給食総括責任者

（6）前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、任命又は委嘱の日からその日の属する年度の3月31日までとする。とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の新たな委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議等)

第3条 委員会の招集及び司会は、学校給食センター所長が行う。

2 委員会は、栄養のバランスに富む献立その他給食上の諸問題について協議する。

附 則

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年11月15日教委訓令第6号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和49年11月1日から適用する。

附 則（昭和55年1月10日教委訓令第3号）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月27日教委訓令第6号）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月14日教委訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（平成20年1月15日教委訓令第1号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月30日教委訓令第5号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成30年5月7日教委訓令第3号）

この訓令は、平成30年5月8日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月16日教委訓令第2号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月20日教委訓令第2号）

この訓令は、令和7年8月1日から施行する。

附 則（令和8年 月 日教委訓令第 号）

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年議案第12号

江南市学校給食費債権管理要綱の一部改正について

江南市学校給食費債権管理要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年2月17日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、教育課と学校給食課の統合に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

江南市学校給食費債権管理要綱の一部を改正する要綱（案）

江南市学校給食費債権管理要綱（令和3年5月6日施行）の一部を次のように改正する。

様式第1、様式第4、様式第5、様式第6、様式第7、様式第10、様式第11規程中「学校給食課」を「教育課」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

江南市学校給食費債権管理要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、学校給食費の費用負担の公平性を維持し、学校給食の提供を持続的に実施するため、学校給食費の合理的な管理及び効果的な回収を行うための処理について定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する保護者負担額
- （2） 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する者
- （3） 債務者 学校給食費の支払いが滞っている保護者
- （4） 債権 市長が学校給食費を受け取る権利
- （5） 債務 保護者が学校給食費を支払う義務

（提供申込）

第3条 市長は、保護者が児童生徒に学校給食の提供を受けさせようとするときは、学校給食提供申込書兼個人情報に関する同意書を提出させなければならない。ただし、江南市学校給食費等口座振替依頼書を提出させる場合は、この限りではない。

2 市長は、前項に規定する申込書兼同意書の提出を受けたときは、速やかに学校給食提供申込承諾書を当該保護者に送付しなければならない。ただし、江南市学校給食費等口座振替依頼書を提出させる場合は、この限りではない。

（督促）

第4条 学校給食費の納付期限の翌日、又は、民法（明治29年4月27日法律第89号）第152条に規定する債務の承認の日から起算して1月以上滞納したときは、市長は債務者に督促状（様式第1）を送付するものとする。ただし、特段の事情のあるときは、この限りでない。

（履行延期）

第5条 市長は、債務者が債務を一括して履行することが困難である場合、債務者から履行期限延期特約申請書兼個人情報に関する同意書（様式第2）により申請を受け、次の各号のいずれかに該当しない限り、履行期限延期特約承認・不承認通知書（様式第3）により承認することができる。

- （1） 申請書に不備があるとき。

(2) 債務額が減少しないことが明らかなとき。

2 市長は、この特約に不履行があった場合、債務者に残債務全額について一括して履行させることができる。ただし、一括して履行させない場合、再び特約の申請を行わせるものとする。

3 市長は、承認後に、当該特約では債務額が減少しなくなったとき、又は、承認の日から1年が経過するときは、速やかに債務者に内容を見直させ、再び特約の申請を行わせるものとする。

(催告)

第6条 債務者が第4条に規定する督促状により通知した納付期限の翌日から起算して1月以上滞納したときは、市長は債務者に催告書(様式第4)を送付するものとする。ただし、前条に規定する履行期限延期特約を行ったとき、又は、特段の事情のあるときは、この限りでない。

2 債務者が前項に規定する催告書により通知した納付期限の翌日から起算して1月以上滞納したときは、市長は債務者に催告書兼訴訟手続移行予告通知書(様式第5)を送付するものとする。ただし、前条に規定する履行期限延期特約を行ったとき、又は、特段の事情のあるときは、この限りでない。

(訴訟手続)

第7条 債務者が前条第2項に規定する催告書兼訴訟手続移行予告通知書により通知した納付期限の翌日から起算して1月以上滞納したときは、市長は訴訟手続の処理に移行し、債務者に訴訟手続移行通知書(様式第6)を送付するものとする。ただし、第6条に規定する履行期限延期特約を行ったとき、訴訟手続にかかる手数料等が当該債権の額を超えると、又は、特段の事情のあるときは、この限りでない。

(過年度債権)

第8条 市長は、過年度債権について、毎年度、債務者に債務残高通知書(様式第7)を送付し、債務者から債務残高確認書兼個人情報に関する同意書(様式第8)の提出を受けなければならない。なお、債務者が当該通知書の内容に異議がある場合、市長は債務者から事情を聴取し、その主張が事実であることが客観的に証明でき、かつ、正当性が認められるときは、内容を改めなければならない。

(時効援用)

第9条 市長は、債務者から債務について消滅時効の援用を受けるときは、消滅時効援用通知書(様式第9)を提出させなければならない。なお、当該通知書の提出を受けたときは、内容を精査し、疑義のない場合は消滅時効援用承認書(様式第10)

を送付するものとする。なお、疑義のある場合は、その旨を記載した消滅時効援用疑義確認書（様式第 11）を送付するものとする。

- 2 前項の処理において、消滅時効の援用を承認した債権については、速やかに江南市予算決算会計規則（昭和 41 年規則第 1 号）第 52 条第 1 項第 2 号の規定に基づき不納欠損処分するものとする。

（徴収停止）

第 10 条 市長は、消滅時効期間が経過した債権又は履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていない債権について、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができるものとする。

- （1） 債務者の所在が不明であるとき。
- （2） 債務者が死亡し、当該債務の相続人が不明又は未成年者のみであるとき。
- （3） 法令その他の規定により、債務者又は相続人が当該債権につきその責を免れたとき。
- （4） 債権が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

- 2 前項に掲げるもののほか、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため第 5 条に規定する履行期限延期特約をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に特約をした場合は、最初に特約をした日）から 10 年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権の保全及び取立てをしないことができる。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 6 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 3 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以降に児童生徒に学校給食の提供を受けさせようとする保護者に適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1（第4条関係）

第 号
年 月 日

督促状

（債務者氏名） 様

江南市長

以下の学校給食費について、納付期限を過ぎましたが、未だ納付の確認ができていません。新たに期限を指定しますので、必ず納付してください。なお、指定した期限までに納付されない場合は、訴訟手続に移行する場合があります。

ご不明な点や納付の相談は、以下の連絡先にお問合せください。

※ この文書は、（年号） 年 月 日現在で作成しています。既に納付いただいている場合は、行き違いですのでご了承ください。

1. 対象児童生徒 （氏名）

2. 滞納額

<合計> 円

<内訳> 以下のとおり 別紙のとおりに

（年号） 年 月分 円

（年号） 年 月分 円

3. 納付期限 （年号） 年 月 日

4. 納付方法 同封の納付書を利用して、指定金融機関でお支払いください。

<連絡先>

江南市役所 教育部 教育課

電話：（番号）

担当：（氏名）

様式第2 (第5条関係)

(表)

年 月 日

履行期限延期特約申請書兼個人情報に関する同意書

江南市長 様

申請者 氏名 (自署)

生年月日(年号) 年 月 日

住所

電話番号

私は、江南市に対する学校給食費の支払いにつき、下記のとおり未払金があることを確認し、履行期限の延期を申請します。

また、私は、江南市に対する債務の履行(学校給食費の支払い)に遅滞が生じた場合は、その債務の回収に必要な範囲で、裏面の内容について同意します。

記

1. 延期を求める債務 ((年号) 年 月 日時点)

名称・種類	学校給食費	
債務額	総額	円
	内訳 元本総額	円
	延滞金・遅延損害金総額	円
滞納の明細	別紙滞納明細のとおり	

2. 履行期限の延期を求める理由

()

3. 希望する履行期限の延期(分割納付)の内容

以下のとおり 別紙のとおり

回数	納付期限	納付額	回数	納付期限	納付額	回数	納付期限	納付額
1			5			9		
2			6			10		
3			7			11		
4			8			12		

4. 履行延期の条件

① 納付を怠った場合は、残債務全額について一括して支うこと。

② 住所、連絡先の変更があった場合、申し出ること。

③

(裏)

個人情報に関する同意事項

1. 江南市が保有する個人情報

江南市が保有する私の以下の個人情報について、情報を保有する所管課から情報の提供を受け、利用すること。

- ・ 債権の滞納状況及びその内容と金額
- ・ 勤務先の名称、住所及び連絡先
- ・ 預金口座のある金融機関名及び支店名
- ・ 市民税及び県民税に関する情報（所得の種類及び金額並びに収入の種類、その収入に係る支払者の名称及び住所、所得控除の種類及び控除額並びに生命保険の控除の対象となった保険料の支払先の名称及び住所等）
- ・ 固定資産税及び都市計画税に関する情報（固定資産課税台帳に登録された土地・家屋の所在地、資産評価価格及び所有状況等）
- ・ 地方税法第 15 条による徴収猶予、同法第 15 条の 5 による換価の猶予及び同法第 15 条の 7 による滞納処分停止の措置の有無

2. 江南市が保有しない個人情報

私の個人情報を保有する関係諸機関に、江南市が以下のことを目的に調査又は照会を行い、個人情報の提供を受け、利用すること。

- ・ 民間金融機関から取引口座の有無、取引状況及び預金残高の情報の提供を受けること
- ・ 生命保険会社及び損害保険会社から加入状況及び保険契約内容の情報の提供を受けること
- ・ 勤務先又は受注先から、私が有する給料及び報酬債権並びに売掛金債権に関する情報の提供を受けること
- ・ 私と賃貸借契約を締結した貸主、賃貸物件を管理している不動産管理会社及び賃貸物件を紹介した不動産仲介業者から私の連絡先、転居先住所の情報の提供を受けること

様式第3 (第5条関係)

第 号
年 月 日

履行期限延期特約 承認・不承認 通知書

(債務者氏名) 様

江南市長

(年号) 年 月 日付けの申請について、下記のとおり、履行期限の延期を 承認・不承認 します。

記

1. 延期を 承認・不承認 する債務 ((年号) 年 月 日時点)

名称・種類	学校給食費	
債務額	総額	円
	内訳 元本総額	円
	延滞金・遅延損害金総額	円
滞納の明細	別紙滞納明細のとおり	

2. 履行期限の延期を 承認・不承認 する理由

()

3. 履行期限の延期 (分割納付) の内容

以下のとおり 別紙のとおり

回数	納付期限	納付額	回数	納付期限	納付額	回数	納付期限	納付額
1			5			9		
2			6			10		
3			7			11		
4			8			12		

4. 履行延期の条件

- ① 納付を怠った場合は、残債務全額について一括して支うこと。
- ② 住所、連絡先の変更があった場合、申し出ること。

催告書

（債務者氏名） 様

江南市長

以下の学校給食費について、（年号） 年 月 日付けで送付しました督促状の納付期限を過ぎましたが、未だ納付の確認ができていません。

改めて期限を指定しますので、必ず納付してください。なお、指定した期限までに納付がない場合は、訴訟手続に移行する場合があります。

ご不明な点や納付の相談は、以下の連絡先にお問合せください。

※ この文書は、（年号） 年 月 日現在で作成しています。既に納付いただいている場合は、行き違いですのでご了承ください。

1. 対象児童生徒 （氏名）

2. 滞納額

<合計> 円

<内訳> 以下のとおり 別紙のとおりに

（年号） 年 月分 円

（年号） 年 月分 円

3. 納付期限 （年号） 年 月 日

4. 納付方法 同封の納付書を利用して、指定金融機関でお支払いください。

<連絡先>

江南市役所 教育部 教育課

電話：（番号）

担当：（氏名）

第 号
年 月 日

催告書兼訴訟手続移行予告通知書

（債務者氏名） 様

江南市長

以下の学校給食費について、（年号） 年 月 日付けで送付しました催告書の納付期限を過ぎましたが、未だ納付の確認ができていません。

再度、改めて期限を指定しますので、必ず納付してください。なお、指定した期限までに納付がない場合は、訴訟手続に移行します。

ご不明な点や納付の相談は、以下の連絡先にお問合せください。

※ この文書は、（年号） 年 月 日現在で作成しています。既に納付いただいている場合は、行き違いですのでご了承ください。

1. 対象児童生徒 （氏名）

2. 滞納額

<合計> 円

<内訳> 以下のとおり 別紙のとおりに

（年号） 年 月分 円

（年号） 年 月分 円

3. 納付期限 （年号） 年 月 日

4. 納付方法 同封の納付書を利用して、指定金融機関でお支払いください。

<連絡先>

江南市役所 教育部 教育課

電話：（番号）

担当：（氏名）

第 号
年 月 日

訴訟手続移行通知書

（債務者氏名） 様

江南市長

以下の学校給食費について、これまで複数回にわたり督促状、催告書等により納付をお願いしてきましたが、納付がありませんでしたので、今後は、裁判手続による請求に移行します。裁判所の判断が下された後は、あなたの財産や勤務先の給料に対して強制執行（差押え）を行うこととなります。

ご不明な点がございましたら、以下の連絡先にお問合せください。

※ この文書は、（年号） 年 月 日現在で作成しています。既に納付いただいている場合は、行き違いですのでご了承ください。

1. 対象児童生徒 （氏名）

2. 滞納額

<合計> 円

<内訳> 以下のとおり 別紙のとおりに

（年号） 年 月分 円

（年号） 年 月分 円

3. 納付期限 （年号） 年 月 日

4. 納付方法 同封の納付書を利用して、指定金融機関でお支払いください。

<連絡先>

江南市役所 教育部 教育課

電話：（番号）

担当：（氏名）

債務残高通知書

（債務者氏名） 様

江南市長

江南市に対するあなたの学校給食費の債務残高は以下のとおりです。内容をご確認いただき、別紙の債務残高確認書兼個人情報に関する同意書（様式第11）に必要事項を記入の上、ご返送ください。なお、内容に疑義のある場合は、お手数ですが、以下の連絡先にお問合せください。

※ この文書は、（年号） 年 月 日現在で作成しています。既に納付いただいている場合は、行き違いがございますので、ご連絡ください。

1. 対象児童生徒（氏名）

2. 債務の表示

債務の名称 学校給食費

債務の発生年月日 3. 滞納額に記載

3. 滞納額

<合計> 円

<内訳> 以下のとおり 別紙のとおりに

（年号） 年 月分 円

（年号） 年 月分 円

<連絡先>

江南市役所 教育部 教育課

電話：（番号）

担当：（氏名）

様式第8（第8条関係）

（表）

年 月 日

債務残高確認書兼個人情報に関する同意書

江南市長 様

債務者 氏名（自署）

生年月日（年号） 年 月 日

住所

電話番号

私は、江南市に対する学校給食費の債務残高が下記のとおりであることを確認しました。今後、江南市と支払方法について協議いたします。

また、私は、江南市に対する債務の履行（学校給食費の支払い）に遅滞が生じた場合は、その債務の回収に必要な範囲で、裏面の内容について同意します。

記

1. 対象児童生徒（氏名）

2. 債務の表示

債務の名称 学校給食費

債務の発生年月日 3. 滞納額に記載

3. 滞納額

<合計> 円

<内訳> 以下のとおり 別紙のとおり

(年号) 年 月分 円

(年号) 年 月分 円

（裏）

個人情報に関する同意事項

1. 江南市が保有する個人情報

江南市が保有する私の以下の個人情報について、情報を保有する所管課から情報の提供を受け、利用すること。

- ・ 債権の滞納状況及びその内容と金額
- ・ 勤務先の名称、住所及び連絡先
- ・ 預金口座のある金融機関名及び支店名
- ・ 市民税及び県民税に関する情報（所得の種類及び金額並びに収入の種類、その収入に係る支払者の名称及び住所、所得控除の種類及び控除額並びに生命保険の控除の対象となった保険料の支払先の名称及び住所等）
- ・ 固定資産税及び都市計画税に関する情報（固定資産課税台帳に登録された土地・家屋の所在地、資産評価価格及び所有状況等）
- ・ 地方税法第 15 条による徴収猶予、同法第 15 条の 5 による換価の猶予及び同法第 15 条の 7 による滞納処分停止の措置の有無

2. 江南市が保有しない個人情報

私の個人情報を保有する関係諸機関に、江南市が以下のことを目的に調査又は照会を行い、個人情報の提供を受け、利用すること。

- ・ 民間金融機関から取引口座の有無、取引状況及び預金残高の情報の提供を受けること
- ・ 生命保険会社及び損害保険会社から加入状況及び保険契約内容の情報の提供を受けること
- ・ 勤務先又は受注先から、私が有する給料及び報酬債権並びに売掛金債権に関する情報の提供を受けること
- ・ 私と賃貸借契約を締結した貸主、賃貸物件を管理している不動産管理会社及び賃貸物件を紹介した不動産仲介業者から私の連絡先、転居先住所の情報の提供を受けること

消滅時効援用通知書

江南市長 様

債務者 氏名（自署）

住所

電話番号

私は、江南市に対する下記の債務について、（納付期限の翌日・督促状の送達があった日・（ ）の日）から、消滅時効期間である（ ）年間に既に経過しているため、消滅時効を援用します。

記

（債務の表示）

1. 対象児童生徒（氏名）

2. 債務の表示

債務の名称 学校給食費

債務の発生年月日（年号） 年 月から（年号） 年 月まで

3. 消滅時効の援用額

<合計> 円

<内訳> 以下のとおり 別紙のとおりに

（年号） 年 月分 円

（年号） 年 月分 円

消滅時効援用承認書

(債務者氏名) 様

江南市長

(年号) 年 月 日付けで通知されました以下の債務に関する消滅時効の援用について、(納付期限の翌日・督促状の送達があった日・()の日))から、消滅時効期間である()年間を既に経過していることが確認できましたので、消滅時効の援用を承認いたします。

以後、消滅時効の援用をされましたこの債務について、徴収等を行うことはありません。ご不明な点がございましたら、以下の連絡先にお問合せください。

(債務の表示)

1. 対象児童生徒 (氏名)

2. 債務の表示

債務の名称 学校給食費

債務の発生年月日 (年号) 年 月から (年号) 年 月まで

3. 消滅時効の援用額

<合計> 円

<内訳> 以下のとおり 別紙のとおりに

(年号) 年 月分 円

(年号) 年 月分 円

<連絡先>

江南市役所 教育部 教育課

電話：(番号)

担当：(氏名)

第 号
年 月 日

消滅時効援用疑義確認書

(債務者氏名) 様

江南市長

(年号) 年 月 日付けで通知されました以下の債務に関する消滅時効の援用について、疑義がございますので、ご確認いただき、以下の連絡先までご回答いただきますようお願いいたします。

(債務の表示)

1. 対象児童生徒 (氏名)

2. 債務の表示

債務の名称 学校給食費

債務の発生年月日 (年号) 年 月から (年号) 年 月まで

3. 消滅時効の援用額

<合計> 円

<内訳> 以下のとおり 別紙のとおりに

(年号) 年 月分 円

(年号) 年 月分 円

疑義の内容

(消滅時効の援用を承認できない理由等を記載)

<連絡先>

江南市役所 教育部 教育課

電話：(番号)

担当：(氏名)

令和8年議案第13号

江南市文化財保護委員の委嘱について

別紙の者を江南市文化財保護委員に委嘱したいので、江南市文化財保護規則（昭和42年規則第1号）第3条の規定に基づき、江南市教育委員会の選任を求める。

令和8年2月17日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市文化財保護委員の任期が令和8年3月31日に満了するので、後任の者を委嘱する必要があるからであります。

(参 考)

◎ 江南市文化財保護規則（抜粋）

（設置）

第1条 江南市文化財保護条例（昭和42年条例第18号）第15条に基づき、江南市教育委員会（以下「委員会」という。）に江南市文化財保護委員会（以下「保護委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 （略）

（委嘱）

第3条 保護委員は、文化財に深い関心を有する学識経験者のうちから10名以内を委員会が委嘱する。

（任期）

第4条 保護委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 保護委員に欠員を生じた場合の補欠保護委員の任期は、前任者の残任期間とする。

令和8年議案第14号

江南市スポーツ推進委員の委嘱について

別紙の者を江南市スポーツ推進委員に委嘱したいから、江南市スポーツ推進委員設置規則（昭和37年規則第1号）第3条の規定に基づき、江南市教育委員会の選任を求める。

令和8年2月17日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市スポーツ推進委員の任期が令和8年3月31日に満了するので、後任の者を委嘱する必要があるからであります。

(参 考)

○江南市スポーツ推進委員設置規則

昭和37年6月15日

教育委員会規則第1号

改正 平成23年8月31日教委規則第2号

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づき、住民のスポーツ推進を図るために、江南市スポーツ推進委員を置く。

(委員の職務)

第2条 スポーツ推進委員は、住民のスポーツの推進に関する次の職務を行う。

- (1) 事業の実施に係る連絡調整及び住民に対するスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の推進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じ協力すること。
- (5) 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導助言を行うこと。

第3条 スポーツ推進委員は、社会的信望がありスポーツに深い関心と理解を有し、その職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員を解嘱することができる。
- 3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。